

総 税 市 第 5 1 号  
平成 2 2 年 6 月 2 2 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東 京 都 総 務 局 長 様  
東 京 都 主 税 局 長

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う手持品課税の取扱い  
について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号。以下「平成 22 年改正法」という。）の施行に伴う標記のことにつきまして、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 一 手持品課税対象製造たばこの範囲

(1) 平成 22 年改正法附則第 6 条第 2 項の規定による道府県たばこ税の課税（以下「道府県の手持品課税」という。）及び同法附則第 12 条第 2 項の規定による市町村たばこ税の課税（以下「市町村の手持品課税」といい、道府県の手持品課税及び市町村の手持品課税を総称して以下「手持品課税」という。）の対象となる製造たばこは、平成 22 年 10 月 1 日（以下「指定日」という。）前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項の売渡し又は第 74 条の 2 第 2 項及び第 465 条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこで、指定日において卸売販売業者等（法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者が販売のため所持する製造たばこです。

ただし、

ア 販売促進用又は消費者モニター用等に供するため製造たばこの所持者の取引先等に無償で引き渡されることが帳簿等により明らかにされているもの

イ 展示用又は試験研究用等販売以外の用途に使用する又は使用している製造たばこで、当該用途に使用した後に廃棄する等販売されないことが明らかなもの

ウ 個人である小売販売業者が、指定日において、自己又は同居の親族の喫煙用として所持する製造たばこで、その数量が平常月と比較して相当と認められ、かつ、そ

の事実が帳簿等により明らかにされているもの等は、手持品課税の対象とはなりません。

- (2) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号。以下「事業法」という。）第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品については、その性状により手持品課税を行います。

## 二 納税義務者

手持品課税の対象となる製造たばこを、所有名義人のいかんを問わず販売のため所持する卸売販売業者等及び小売販売業者は、手持品課税の納税義務者となることから次に掲げる手持品課税の対象となる製造たばこについては、それぞれ次に掲げる者が納税義務者となります。

- (1) 小売販売業者が、事業法第 26 条第 1 項に規定する出張販売の許可を受けて営業所以外の場所で製造たばこの小売販売を行っている場合において、当該営業所以外の場所で所持する製造たばこ…当該小売販売業者

(注) 事業法第 22 条第 1 項[製造たばこの小売販売業の許可]又は第 26 条第 1 項[出張販売]に規定する財務大臣の許可を受けていない旅館、ホテル、喫茶店又は飲食店等が所持する製造たばこについては、手持品課税の対象となりません。

- (2) 卸売販売業者等又は小売販売業者が、運送業者又は倉庫業者等の者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させている製造たばこ…当該製造たばこを保管させている卸売販売業者等又は小売販売業者

- (3) 指定日に運送途中にある製造たばこ…当該製造たばこの運送先の貯蔵場所又は営業所における荷受人たる卸売販売業者等又は小売販売業者

## 三 所持数量の判定

- (1) 手持品課税は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 22 年法律第 6 号）附則第 39 条第 1 項の規定によるたばこ税の課税（以下「国の手持品課税」という。）が行われる場合に課されるものです。つまり卸売販売業者等又は小売販売業者が製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこの合計数量が二万本以上である場合に課されます。

この場合において、小売販売業者の所持する当該製造たばこは、法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項に規定する売渡しの行われた製造たばこであり、国の手持品課税と同じ課税対象となりますが、卸売販売業者等の所持する当該製造たばこについては、このうち法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項の売渡し又は第 74 条の 2 第 2 項及び第 465 条第 2 項の売渡し若しくは消費等の行われた製造たばこについてのみ手持品課税が行われることとなります。

なお、卸売販売業者等が小売販売業者を兼ねている場合においては、手持品課税に当たってはその者を卸売販売業者等として取り扱うものであり、小売販売業者として取り扱うものではありません。

- (2) (1)に定める製造たばこの所持数量が二万本以上であるかどうかの判定をする場合において、卸売販売業者等又は小売販売業者が当該製造たばこを二以上の場所で所持しているときは、それぞれの場所で所持している数量を合計した数量により判定します。

- (3) 卸売販売業者等又は小売販売業者が指定日前に販売した製造たばこを同日に所持する場合において、当該販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ、代金決済が完了しているもの（販売先が他の卸売販売業者等又は小売販売業者である場合については、当該他の卸売販売業者等又は小売販売業者の指定日における所持数量に合計されることが明かなものに限る。）については、当該卸売販売業者等又は小売販売業者の所持数量には含めません。

#### 四 申告書等の取扱い

- (1) 手持品課税に係る申告書（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第一号様式又は別記第二号様式をいう。以下同じ。）の提出については、「たばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について」に基づき、運用上原則としてこれを国の手持品課税に係る申告書と併せて所轄税務署長に提出することとしているところではありますが、卸売販売業者等又は小売販売業者が手持品課税に係る申告書と国の手持品課税に係る申告書を併せて当該貯蔵場所又は営業所所在地の都道府県知事又は市町村長に提出した場合には、当該都道府県知事又は市町村長はこれらの申告書をすべて受理しなければなりません。

なお、道府県の手持品課税に係る申告書が当該税務署長又は当該貯蔵場所若しくは営業所所在地の市町村長に提出された場合又は市町村の手持品課税に係る申告書が当該税務署長又は当該貯蔵場所若しくは営業所所在地の都道府県知事に提出された場合においては、当該申告書は平成 22 年改正法附則第 6 条第 4 項及び第 12 条第 4 項の規定により、当該申告書の提出が行われたときに当該貯蔵場所又は営業所所在地の都道府県知事又は市町村長に提出されたものとみなされます。

また、複数の貯蔵場所又は営業所を、同一の税務署管内で、かつ同一の市町村内に有するものについては、これらをまとめて申告することも出来る取扱いとしています。この場合においては、各貯蔵場所又は営業所ごとの所持数量の明細（適宜様式）を添付させる必要があります。

- (2) (1)により国の手持品課税若しくは市町村の手持品課税に係る申告書が当該都道府県知事に提出された場合又は国の手持品課税若しくは道府県の手持品課税に係る申告書が当該市町村長に提出された場合には、当該都道府県知事又は市町村長は、これらの申告書にも当該都道府県又は市町村の收受印を押なつします。

なお、郵送により当該都道府県知事又は市町村長に提出された道府県の手持品課税又は市町村の手持品課税に係る申告書のうち、当該申告書の提出期限後に到達したものについては、通信日付印（郵便局の消印等）を確認する必要がありますが、そこに表示された日を、当該申告書に併せて提出された国の手持品課税、市町村の手持品課税又は道府県の手持品課税に係る申告書にも記載します。

- (3) (1)により都道府県知事又は市町村長が受理した申告書は、速やかに当該申告書に係る税務署長、市町村長又は都道府県知事に送付してください。

- (4) 手持品課税の納付に関しては、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 16 号の 4 様式及び第 34 号の 2 の 5 様式による納付書を使用しますが、その際に、当該納付書により納付された税額が、手持品課税に関するものであることを明確に管理してください。

## 五 納期限についての留意事項

- (1) 手持品課税に係る納期限は、平成 22 年改正法附則第 6 条第 5 項及び第 12 条第 5 項の規定により平成 23 年 3 月 31 日となりますが、次の場合においても、その納期限は同日となります。
  - ア 手持品課税に係る申告書を提出すべき者が、平成 22 年改正法附則第 6 条第 3 項及び第 12 条第 3 項に規定する期限（平成 22 年 11 月 1 日）を経過した後、平成 23 年 3 月 31 日までに当該申告書を提出した場合
  - イ 手持品課税に係る申告書を提出すべき者が、平成 22 年改正法附則第 6 条第 6 項又は第 12 条第 6 項の規定により読み替えて適用される法第 74 条の 20 第 1 項から第 3 項まで又は第 480 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定を受けた場合において、都道府県知事又は市町村長がこれらの規定による通知をした日から一月を経過する日が平成 23 年 3 月 31 日前である場合
- (2) 申告書の提出期限は平成 22 年 11 月 1 日、納期限は平成 23 年 3 月 31 日となっており、提出期限から納期限までに相当の期間がありますので、納付に当たっては納期限を経過することのないよう、税務署、都道府県及び市町村が相互に協力する等により、適宜、関係の卸売販売業者等及び小売販売業者に周知してください。
- (3) 期限後申告書が平成 22 年 11 月 2 日から同月 15 日までの間に提出され、かつ、納付すべき税額の全額が平成 23 年 3 月 31 日までの間に納付されるなど、一定の要件を満たした場合には、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 45 号。以下「平成 22 年改正施行令」という。）第 3 条又は平成 22 年改正施行令第 5 条の規定により読み替えて適用される地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「施行令」という。）第 39 条の 14 又は施行令第 53 条の 5 に定める場合に該当し、法第 74 条の 23 第 6 項又は法第 483 条第 6 項の規定により不申告加算金は課されません。

## 六 返還に係る控除又は還付

- (1) 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県及び市町村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、手持品課税の対象となる製造たばこの返還を受けた場合には、平成 22 年改正法附則第 6 条第 7 項及び第 12 条第 7 項の規定により当該手持品課税に係る税額に相当する金額を、法第 74 条の 14 及び第 477 条の規定に準じて、それらの規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付することとされていますが、この場合、当該卸売販売業者等は、法第 74 条の 10 第 1 項から第 3 項まで又は第 5 項及び第 473 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により提出する申告書に添付すべき地方税法施行規則第 16 号の 5 様式（返還に係る製造たばこの明細書）中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて手持品課税が行われた、又は行われるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量

を記載した上で、当該書類をこれらの申告書に添付することとなります。

(2) 手持品課税が行われない製造たばこが小売販売業者から卸売販売業者等に対し返還された場合の法第 74 条の 14 及び第 477 条の規定の適用に当たっては、当初の小売販売業者に対する売渡しにより課された、又は課されるべき道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額のみを控除又は還付するものです。

## 七 帳簿記載義務

指定日において、手持品課税の対象となる製造たばこの所持数量が、明らかに三(1)に定める数量に満たないと認められる小売販売業者以外の者については、平成 22 年 9 月 26 日から同年 10 月 8 日までの間は、当該製造たばこについて地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）第 6 章 21 の規定にかかわらず、当該製造たばこについて施行令第 39 条の 13 第 4 項第 1 号に規定する事項のうち、売渡し又は消費等をした製造たばこの区分ごとの数量を日々記帳させます。

なお、明らかに三(1)に定める数量に満たないと認められる小売販売業者であっても、①購入した製造たばこの区分ごとに、それぞれの数量、購入年月日、仕入先の住所及び氏名又は名称、②返品した製造たばこの区分ごとに、それぞれの数量、返品年月日、返品先の住所及び氏名又は名称、を記帳する必要があります。

## 八 所持数量の通報等

二以上の都道府県にそれぞれ貯蔵場所又は営業所を有する卸売販売業者等又は小売販売業者が指定日に所持する三(1)に定める製造たばこの合計数量が二万本以上であるかどうかを判定する必要がある場合には、手持品課税の対象となる製造たばこの所持本数の判定が、国のたばこ税の基準によっていることから、税務署において確認する必要があります。

この場合、都道府県及び市町村からそれぞれ照会するのではなく、地区税務協議会等を通じ、情報を共有しながらその事務を行ってください。

## 九 たばこ小売販売店情報の管理

「たばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について」に基づき、手持品課税対象者名簿として手持品課税の事務上必要となるたばこ小売販売店の住所等の情報（①行政区コード、②たばこ販売店の住所及び郵便番号、③たばこ販売店の名称、④販売店コード、⑤連絡先の住所及び郵便番号並びに⑥たばこ販売店の電話番号）については、各国税局及び税務署を通じて各都道府県及び市町村に配布することとしたところです。

このたばこ小売販売店情報につきましては、地方税法第 22 条の規定により、職務上知り得た事項として守秘義務が課されますので、当該情報の管理については適切に対応方を願います。